

「流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）」に係るパブリックコメント実施要領

1 件名

流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）についての意見等の募集

2 目的

この要領は、流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定するに当たり、流山市市民参加条例に基づくパブリックコメント手続として、広くその素案を公表し、市民等の意見等を求め、提出された意見等を多面的かつ総合的に検討して、条例制定に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する市の考え方を公表するものです。

3 条例制定の背景

複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するための番号制度の導入により社会保障と負担の公平化を図ること、行政手続の効率化を図ること、ITを活用することによりいろいろな手続時の添付書類を不要とし、国民の負担の軽減、利便性の向上を図ることを目的として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」といいます。）が平成25年5月31日に公布され、社会保障・税番号制度が実施されることになりました。

同制度では、住民に12桁の番号（以下「マイナンバー」といいます。）を付番し、国や地方公共団体は、マイナンバー法で定める社会保障・税・防災に関する事務について、個人を特定するためにマイナンバーを利用することができます。併せて、それらの分野に関する事務で地方公共団体が条例で定める事務についても、個人を特定するためにマイナンバーを利用することができることとしていることから、マイナンバー法第9条第2項に基づくマイナンバーの利用及びマイナンバー法第19条第9号に基づく特定個人情報（マイナンバーを含んだ個人情報）の提供に関し、必要な事項を定める流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基

づくマイナンバーの利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定しようとするものです。

なお、マイナンバーの付番・通知は平成27年10月に行い、地方公共団体におけるマイナンバーの利用開始は平成28年1月から、国の機関の間の連携開始は平成29年1月から、国と地方公共団体との連携開始は平成29年7月からとなる予定です。

4 条例（案）の目的

マイナンバー法第9条第2項に基づくマイナンバーの利用及びマイナンバー法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めることを目的としています。

5 条例（案）の内容

マイナンバー法に基づくマイナンバーに係る市の独自利用並びに特定個人情報の独自利用に係る庁内連携及び市の実施機関から別の実施機関への提供のため必要な事項を定め、併せてマイナンバー法に定められた利用事務に係る庁内での情報連携のため必要な事項を定める内容です。

（詳細は資料「流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づくマイナンバーの利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）」のとおり。）

6 意見を募る対象

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

7 意見募集期間

平成27年6月22日（月）～7月21日（火）

8 公表方法及び閲覧場所

流山市ホームページに掲載します。また、行政改革推進課（市役所第1庁舎3階）、情報公開コーナー（市役所第1庁舎2階）、各公民館、南流山センター、おおたかの森センター、生涯学習センター1階、中央図書館、森の図書館、木の図書館でも閲覧することができます。

9 ご意見等の提出方法

住所、氏名を明記し、ファクシミリ、電子メールによる提出、郵送又は直接書面を行政改革推進課にお持ちください。

10 その他

いただいたご意見に対する市の考え方は、市のホームページで公表します。なお、個別回答はいたしませんのでご了承ください。

また、お電話、口頭でのご意見はパブリックコメント手続に係る意見等としては取扱いできませんので、ご了承ください。

11 問合せ及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所 総合政策部 行政改革推進課

電話番号 04(7150)6078

FAX 04(7150)0111

E-mail keieikaikaku@city.nagareyama.chiba.jp